

平成23年9月27日、第2回中標津町農業委員会総会を、中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中	村	正	生
2番	笠	原	康	博
3番	房	川	喜	洋
4番	氏	家	康	夫
5番	杉	本	公	也
6番	柴	野	忠	征
7番	滝	本		広
8番	本	田	信	幸
9番	太	田		誠
10番	國	見	正	則
11番	久	保	伸	一
12番	小	沼		悟
13番	佐	々	木	邦
14番	重	松	秀	光
15番	纒	坂	尚	久
16番	金	刺	健	四郎
17番	安	田		稔
18番	戸	田	重	勝

附議した案件

- 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第9号 現況証明願いについて  
議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第11号 農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定による買入協議の要請について  
議案第12号 中標津町農業委員会地区推進班事務処理要領の一部改正について  
議案第13号 中標津町農業委員会現況証明願書事務処理内規の一部改正について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
報告第3号 農政委員会開催報告について  
報告第4号 農地委員会開催報告について  
報告第5号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局長	原田武志
農地係長・庶務係長	若森修二
農地主査	吉田佳弘
係	本間光代

(開会 10時30分)

議長 おはようございます。  
ただ今の出席委員は18名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から第2回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

3番 房川喜洋委員

4番 氏家康夫委員

以上、2名を指名致します。

日程2、会務報告を事務局長から報告いたします。

事務局長

事務局長 7月26日の総会以降につきまして会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。  
最初は、8月5日標津町で開催された根室地方農業委員会連合会の臨時総会であり

ます。

農業委員の改選に伴い連合会の役員について改選が行われており、会長、代理、事務局長が出席しております。連合会の会長は標津町農業委員会の栗栖会長、副会長は、当農業委員会の安田会長、監事は別海町農業委員会の小野代理、根室市農業委員会の矢部代理が選出されました。

続いて、根室地方農業者年金協議会の役員改選が行われ、会長は当農業委員会の安田会長、副会長は、別海町農業委員会の松田会長、監事は別海町農業委員会の小野代理、根室市農業委員会の矢部代理が選出されております。

次に、8月24日北海道農業会議臨時総会が札幌市で開催され、農業委員改選に伴う役員等の改選が行われました。会長には、藤野前会長に替わり、新しく紋別市農業委員会の岡本会長が選出され、副会長には、浦河町農業委員会の小林会長が再任、愛別町農業委員会の中島会長が新しく選任されました。なお、1号常任議員として、根室管内から標津町農業委員会の栗栖会長が選出されております。また、今後3年間の本道農業委員会系統組織として推進する、「農業委員会業務・活動強化促進運動」推進方針が審議され決議されております。

次に、8月26日から28日で開催された夏季交流会であります。

中標津町農業後継者対策協議会主催によります夏季の交流会は初めての試みであり、参加女性も、初めて道内女性のみを対象として募集しました。当日の参加女性は、大樹町1名、町内5名で合計6名となり、ウトロ等の観光、酪農家の視察、搾乳体験、夜の歓迎会等で交流を深めたところであり、今後の進展に期待するところであります。

26日の開会式には、会長である町長、27日の夜の歓迎会には、副会長である安田会長が出席し歓迎の挨拶を行っております。

次に、中標津町議会9月定例会が9月12日から16日まで開催され、一般行報告、教育行政報告、一般質問等に引き続き、補正予算等が審議され可決決定しております。

本会議が開かれた12日と16日、会長が出席しております。

次に、根室地方農業委員会連合会主催によります、根室地方新任農業委員等研修会が9月20日に中標津町で開催され、管内の新任委員をはじめ委員、事務局員で計33名が参加し行われました。北海道農業会議佐久間事務局次長を講師として、農業委員会の組織・活動、農業委員の役割等について講義を受けたところであります。

中標津町からも新任委員6名と会長が出席しております。

以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 久保委員

久保委員 11番久保です。

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)(2)について一括して説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

( 1 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字上標津

歳 農業

借主 中標津町字上標津

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	4,384	牧草畑
"		"	"	65,033	"
"		"	"	9,669	"
"		"	"	1,387	"
"		"	"	92,381	"
"		"	"	3,835	"
"		"	"	1,513	"
"		"	"	8,461	"
"		"	"	1,348	"
"		"	"	3,088	"
"		"	"	9,121	"
"		"	"	37,791	"
"		"	"	2,103	"
"		"	"	6,205	"
"		"	"	473	"
"		"	"	92,872	"
"		"	"	1,148	"
"		"	"	18,344	"
"		"	"	49,326	"
"		"	"	44,323	"
"		"	"	68,718	"
"		"	"	1,892	"
"		"	"	66,660	"
"		"	"	12,708	"
"		"	"	71,870	"
計25筆			畑	674,653	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 再度使用貸借するもの

借主 再度使用貸借を受け の経営を継続する

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定(使用貸借)

5. 期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで

6. 当事者の経営状況

構成員	農従者	経 営		地 地	家 畜
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>		
人	人				

7. 見取図 別紙

( 2 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字上標津

歳 無職

借主 中標津町字上標津

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	33,594	牧草畑
"		原野	"	14,888	"
"		畑	"	25,007	"
"		"	"	56,227	"
"		"	"	45,814	"
"		"	"	125	"
"		原野	"	69,012	"
"		畑	"	7,946	"
"		"	"	11,366	"
"		"	"	1,360	"
計10筆			畑	265,339	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 \_\_\_\_\_ に再度使用貸借するもの

借主 再度使用貸借を受け \_\_\_\_\_ の経営を継続する

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (使用貸借)

5. 期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで

6. 当事者の経営状況

構成員	農従者	経営地			家畜頭数
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				

7. 見取図別紙

この2件の案件につきましては、使用貸借の期間満了に伴い、農地法第3条により再設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」(3)について説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

( 3 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字依橋

歳 無職

譲受人 中標津町字依橋

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		牧場	採草放牧地	3,691	牧草畑
"		"	"	21,466	"
計2筆			採草放牧地	25,157	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 離農のため

譲受人 経営規模拡大のため

4. 移転の方法 所有権の移転

5. 価格 250,000円

6. 資金調達方法 自己資金 250,000円

7. 当事者の経営状況

構成員	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	牛頭
人	人				

8. 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏の離農に伴い、近隣農家で唯一の隣接利用者である に譲渡したい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。

不整形で低利用地であり、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この譲渡は止むを得ないものと判断いたしました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程4、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 戸田委員

戸田委員 18番戸田です。

上程になりました議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

( 1 )

1. 当事者の住所、氏名  
貸主 中標津町東  
借主 野付郡別海町

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	37,096の内 16,537	

3. 許可を受けようとする事由 砂利・土採取のため  
4. 転用の期間 平成23年10月26日から平成24年10月25日まで  
5. 権利の種類 賃貸借権  
6. 採取量 砂利 15,333m<sup>3</sup> 土 21,387m<sup>3</sup>  
7. 最大切深 13.80m  
8. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったもので、申請地については、平成17年から着手され継続的に砂利採取されている一部であり、申請面積については約1.65ヘクタールとなっており、農用区域内の農地ではありますが、資源採取のための一時転用申請であり、採取後においては平坦な約5ヘクタールの農地として利用可能になることから、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上です。

- 議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。  
(「ありません」の声多数。)  
なければ質疑を打ち切ります。  
(2)と(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 小沼委員

- 小沼委員 12番小沼です。  
上程になりました議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」(2)(3)を一括して説明いたします。  
(以下、議案資料を朗読)

( 2 )

1. 当事者の住所、氏名  
貸主 中標津町字武佐  
借主 中標津町東

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	41,369の内 16,797	

3. 許可を受けようとする事由 砂利採取のため  
4. 転用の期間 平成23年11月1日から平成24年10月30日まで  
5. 権利の種類 使用貸借権  
6. 採取量 砂利 56,239m<sup>3</sup>  
7. 最大切深 16.0m

8.見 取 図 別 紙

( 3 )

1. 当事者の住所、氏名  
貸 主 中標津町字武佐  
借 主 中標津町東

2. 許可を受けようとする土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		公 簿	現 況		
		畑	畑	47,483 の内 2,902	

3. 許可を受けようとする事由 砂利採取のため  
4. 転用の期間 平成23年11月1日から平成24年10月30日まで  
5. 権利の種類 使用貸借権  
6. 採 取 量 砂利 9,038<sup>m<sup>3</sup></sup>  
7. 最 大 切 深 16.0m  
8. 見 取 図 別 紙

この2件の案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地については、今年度4月から1年間の採取期間の申請で着手しておりましたが、予定の採取地が早期に完了したため、続き地を再度申請するものであります。

9月6日に会長、代理、農地委員長・副委員長、第1地区推進班により完了確認を行っております。

農用地区域内の農地ではありますが、資源採取のための一時転用申請であり、採取後においては一団の10数町の農地として利用可能になることから、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)と(3)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかりいたします。

本案は原案のとおり、北海道知事宛送付することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、送付いたします。

日程5、議案第9号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員

笠原委員 2番笠原です。

議案第9号「現況証明願いについて」(1)(2)について説明いたします。



(以下、議案資料を朗読)

( 1 )

1. 申請人の住所、氏名  
中標津町東
2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m <sup>2</sup>	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	10,467	山林

3. 申請の理由  
砂利採取計画認可申請のため
4. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂利採取予定地の現況を確認するため、申請があったものです。当該地につきましては、山林に囲まれ同化している土地であり、氏が離農する際に、地目変更の手続きをせずに公簿上、畑として残っていた場所です。

8月31日に第3地区推進班で現地確認したところ、現況から判断して農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

(以下、議案資料を朗読)

( 2 )

1. 申請人の住所、氏名  
中標津町川西
2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m <sup>2</sup>	利用状況
		山林	農地・採草放牧地以外	24,490 の内 12,506	原野
"		"	"	25,935 の内 6,992	"

3. 申請の理由  
農振開発行為申請・砂利採取計画認可申請のため
4. 見取図 別紙

この案件につきましては、継続的に砂利採取が行なわれている土地であり、本年も砂利採取をするために現況申請があったものです。

公簿上、山林であることから、現況につきましても、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。  
(「ありません」の声多数。)  
なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局よりご説明いたします。

議案の55ページからになります。

(以下、議案資料を朗読)

( 1 )

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字依橋

借主 中標津町字依橋

2. 解約する土地

所在	地番	現況	面積(m <sup>2</sup> )	備考
		畑	325,862の内 92,500	

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成21年8月1日から平成26年7月31日まで

5. 合意解約成立の日 平成23年8月12日

6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第10号(2)に関連するものであり、あっせん会議の結果、新たに 氏へ賃貸借することとなり、現在貸借中の農地を期間内解約するものであります。

(2)から(4)は貸主同一の為、一括して説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

( 2 )

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字依橋

借主 中標津町依中

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
		畑	23,107	
"		"	24,793の内 9,112	
"		"	666	
"		"	546	
		"	35,212の内 6,356	
"		"	527の内 106	
"		"	534の内 107	
計 7 筆		畑	40,000	

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成18年6月1日から平成28年5月31日まで

5. 合意解約成立の日 平成23年9月6日

6. 解約の理由 合意解約

( 3 )

1. 当事者の住所、氏名  
 貸主 中標津町字俵橋  
 借主 中標津町俵中

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
		畑	12,285の内 1,078	
"		"	35,212の内 25,678	
"		"	527の内 421	
"		"	534の内 427	
		"	2,896の内 2,396	
計 5 筆		畑	30,000	

3. 利用権の種類 賃貸借権  
 4. 契約期間 平成18年6月1日から平成28年5月31日まで  
 5. 合意解約成立の日 平成23年9月6日  
 6. 解約の理由 合意解約

( 4 )

1. 当事者の住所、氏名  
 貸主 中標津町字俵橋  
 借主 中標津町俵中

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
		畑	41,981の内 11,141	
"		"	24,793の内 15,681	
		"	35,212の内 3,178	
計 3 筆		畑	30,000	

3. 利用権の種類 賃貸借権  
 4. 契約期間 平成18年6月1日から平成28年5月31日まで  
 5. 合意解約成立の日 平成23年9月6日  
 6. 解約の理由 合意解約

この3件については、議案第10号(3)から(5)に関連するものですが、(2)氏の分については、離農に伴い現在貸借中の農地を期間内解約するものです。(3)(4)につきましては、氏より返却された農地を含めた賃借地の集積利用を再度見直すためのあっせん会議の結果、新たに氏・氏・氏へ賃貸借することとなり、現在貸借中の農地を期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

( 5 )

1. 当事者の住所、氏名  
 貸主 札幌市中央区  
 借主 中標津町字俵橋

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
		畑	80,905	

3. 利用権の種類 賃貸借権  
 4. 契約期間 平成22年12月21日から平成27年9月27日まで  
 5. 合意解約成立の日 平成23年9月12日  
 6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第10号(6)に関連するものであり、氏離農のため、現在貸借中の農地を期間内解約するものです。

(以下、議案資料を朗読)

( 6 )

1. 当事者の住所、氏名  
 貸主 中標津町字依橋  
 借主 中標津町字依橋

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
		畑	39,301	
"		"	10,874	
計 2 筆		畑	50,175	

3. 利用権の種類 使用貸借権  
 4. 契約期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで  
 5. 合意解約成立の日 平成23年9月26日  
 6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第10号(8)に関連するものであり、近隣の氏へ譲渡するため、使用貸借を期間内解約するものです。

(7)(8)は貸主同一の為、一括して説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

( 7 )

1. 当事者の住所、氏名  
 貸主 中標津町計根別  
 借主 中標津町字計根別

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
		畑	39,669	
"		"	19,834	
"		"	26,446	
"		"	13,222	
"		"	49,586の内 29,000	
"		"	39,669の内 11,000	
計 6 筆		畑	139,171	

3. 利用権の種類 賃貸借権  
 4. 契約期間 平成22年12月21日から平成25年11月30日まで  
 5. 合意解約成立の日 平成23年9月6日  
 6. 解約の理由 合意解約

( 8 )

1. 当事者の住所、氏名  
貸主 中標津町計根別  
借主 中標津町字当幌
2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
		畑	10,350の内 9,877	
"		"	13,350の内 11,747	
"		"	6,460	
"		"	48,818の内 44,389	
"		"	16,833の内 13,481	
計 5 筆		畑	85,954	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成20年5月1日から平成25年11月30日まで
5. 合意解約成立の日 平成23年9月6日
6. 解約の理由 合意解約

この2件については、議案第11号(2)の買入協議に関連するものであり、氏・氏と期間内解約し、への譲渡を進めようとするものです。以上です。

議長 以上で報告を終わります。

日程7、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。

議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(7)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

( 1 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業  
譲渡人 中標津町字依橋 歳 農業  
譲受人 中標津町字依橋 歳 農業
2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		原野	畑	1,251	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由  
譲渡人 狭小農地を近隣農家に譲渡するもの  
譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転
5. 価格 50,000円
6. 資金調達方法 自己資金 50,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	
人	人				

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏から、号線敷地と河川敷地に囲まれている狭小地の売払いのあっせん申し出があり、保有合理化事業で取得予定の、唯一の隣接利用者である 氏が一団で利用するため譲り受けるものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともとの判断いたしました。

(以下、議案資料を朗読)

( 2 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俵橋

歳 無職

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	97,761	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 近隣農家に賃貸するもの(賃借人の変更)

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年10月1日から平成28年9月30日まで

6. 価格 年 351,000円

7. 資金調達方法 自己資金 351,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、現在、 氏が賃借している農地を解約し、新たに 氏が借りるものであります。地域の離農者の土地を含め、集積を図るために、あっせん会議を開催し決定したものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともとの判断いたしました。

(3) から (5) は貸主が同一なので一括して説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

( 3 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俵橋

歳 無職

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		山林	畑	12,285 の内 1,078	牧草畑
"		畑	"	35,212 の内 30,678	"
"		"	"	527 の内 421	"
"		"	"	534 の内 427	"
		牧場	"	2,896 の内 2,396	"
計5筆			畑	35,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 近隣農家に賃貸するもの(賃借人離農による変更)

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年10月1日から平成28年5月31日まで

6. 価格 年 140,000円

7. 資金調達方法 自己資金 140,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			経営作物
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

( 4 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俵橋

歳 無職

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	35,212 の内 3,178	牧草畑
"		原野	"	41,981 の内 11,141	"
"		畑	"	24,793 の内 15,681	"
計3筆			畑	30,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 近隣農家に賃貸するもの(賃借人離農による変更)

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年10月1日から平成28年5月31日まで

6. 価格 年 108,000円

7. 資金調達方法 自己資金 108,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

( 5 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俵橋

歳 無職

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	23,107	
"		"	"	24,793の内 9,112	
"		"	"	666	
"		"	"	546	
		"	"	35,212の内 1,356	
"		"	"	527の内 106	
"		"	"	534の内 107	
計7筆			畑	35,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 近隣農家に賃貸するもの(賃借人離農による変更)

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年10月1日から平成28年5月31日まで

6. 価格 年 140,000円

7. 資金調達方法 自己資金 140,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			経営作物
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

これら3件の案件につきましては、氏の農地を賃借していた氏が離農するにあたり、返却された農地を含めた賃借地の集積利用を再度見直すため、あつせん会議を開催し決定したものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

(以下、議案資料を朗読)

( 6 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	80,905	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 借主が離農したため、借主を再設定し賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの



4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）  
 5. 期間 平成23年9月28日から平成27年9月27日まで  
 6. 価格 年 116,500円  
 7. 資金調達方法 自己資金 116,500円  
 8. 借主の経営状況

家 族	農 従 者	営 地			家 畜 牛 頭
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業  
 10. 見取図 別 紙

この案件につきましては、保有合理化事業により 氏が ら賃借していた農地を 氏が離農することになり、新たに借主を設定するためあっせん会議を開催し、 氏に決定したものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

（以下、議案資料を朗読）

（ 7 ）

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業  
 譲渡人 中標津町字依橋  
 譲受人 札幌市中央区

歳 無職

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	96,579	牧草畑
〃		〃	〃	57,686	〃
〃		〃	〃	38,350	〃
〃		〃	〃	18,600	〃
〃		〃	〃	126,100	〃
〃		〃	〃	72,069	〃
〃		〃	〃	79,725	〃
〃		〃	〃	69,873	〃
〃		〃	〃	7,251	〃
〃		〃	〃	46,470	〃
〃		〃	〃	80,082	〃
〃		〃	〃	17,407	〃
〃		〃	〃	14,253	〃
〃		〃	〃	39,569	〃
計14筆			畑	764,014	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により売り渡すもの。

譲受人 農地保有合理化促進事業により買い入れるもの。

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転  
 5. 価 格 57,304,000円  
 6. 資金調達方法 北海道信連資金による 57,304,000円  
 7. 譲受人の経営状況 につき省略  
 8. 適用 農業経営基盤強化促進事業  
 9. 見取図 別紙

本案件については、 氏の離農に伴い、農地保有合理化促進事業により一括  
 で 売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第  
 18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。  
 以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(7)の質疑に入ります。  
 (「ありません」の声多数。)  
 なければ質疑を打ち切ります。  
 (8)と(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
 (挙手あり) 中村委員

中村委員 1番中村です。  
 議案第10号(8)(9)について、一括して説明致します。  
 (以下、議案資料を朗読)

( 8 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字俵橋

歳 農業

譲受人 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	39,301	牧草畑
"		山林	"	10,874	"
計 2 筆			畑	50,175	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地を交換し集積を図るもの

譲受人 農地を交換し集積を図るもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 3,850,000円

6. 資金調達方法 自己資金 3,850,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	
人	人				牛頭

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

( 9 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字俵橋

歳歳 農業

譲受人 中標津町字俵橋

歳歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,367	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地を交換し集積を図るもの

譲受人 農地を交換し集積を図るもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転  
 5. 価格 3,850,000円  
 6. 資金調達方法 自己資金 3,850,000円  
 7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	経営地			経営作物
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	
人	人				

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業  
 9. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、先代から交換利用していた農地を正式に所有権を移転し整理したいとの申し出があったもので、地域の隣接農家に了承を得て、農地の集積を図るものであります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。

以上でございます。

- 議長 説明が終わりましたので、(8)と(9)の質疑に入ります。  
 (「ありません」の声多数。)  
 なければ質疑を打ち切ります。  
 (10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
 (挙手あり) 小沼委員

- 小沼委員 12番小沼です。  
 議案第10号(10)について、説明致します。  
 (以下、議案資料を朗読)

( 1 0 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業  
 貸主 中標津町字武佐 歳 農業  
 借主 中標津町字武佐

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	38,308の内 29,700	牧草畑
"		山林	"	9,153の内 7,800	"
計2筆			畑	37,500	

3. 許可を受けようとする事由  
 貸主 期間満了により再設定するもの。  
 借主 期間満了により再設定するもの。  
 4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)  
 5. 期間 平成23年10月1日から平成28年9月30日まで  
 6. 価格 年 142,500円  
 7. 資金調達方法 自己資金 142,500円

8. 借主の経営状況

構成員	農従者	経 営 地			家 畜 牛 頭
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、(10)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田委員

本田委員 8番本田です。

議案第10号(11)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

( 1 1 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町東

歳 無職

譲受人 札幌市中央区

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	30,202	牧草畑
〃		〃	〃	9,295	〃
〃		〃	〃	17,753	〃
〃		〃	〃	8,337	〃
〃		〃	〃	22,351	〃
〃		〃	〃	6,524	〃
〃		〃	〃	1,842	〃
〃		〃	〃	38,062	〃
〃		〃	〃	38,234	〃
〃		〃	〃	63,306	〃
〃		〃	〃	21,610	〃
〃		〃	〃	9,191	〃
〃		〃	〃	22,066	〃
〃		〃	〃	22,021	〃
〃		〃	〃	21,829	〃
〃		〃	〃	6,562	〃
〃		〃	〃	32,317	〃
〃		〃	〃	4,209	〃

		畑	畑	10,726	牧草畑
"		"	"	39,763	"
"		宅地	施設用地	3,658.71	施設用地
"		雑種地	"	195	"
"		宅地	"	3,791.77	"
"		"	"	1,036.70	"
"		畑	畑	856	牧草畑
"		牧場	採草放牧地	5,625	"
"		畑	畑	11,058	"
"		"	"	29,871	"
"		"	"	100,696	"
計 29筆 582,988.18㎡			畑	568,681	
			採草放牧地	5,625	
			施設用地	8,682.18	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により売り渡すもの。

譲受人 農地保有合理化促進事業により買入れるもの。

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価 格 40,288,000円

6. 資金調達方法 北海道信連資金による 40,288,000円

7. 譲受人の経営状況 につき省略

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

本案件については、 氏の離農に伴い、農地保有合理化促進事業により一括  
で 売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促  
進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、(11)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定による買入協議  
の要請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。

議案第11号「農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定による買入協議の要請  
について」(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

( 1 )

1. 所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名  
標津郡中標津町依中

2. 申出を受けた年月日  
平成23年4月29日

3. 農地保有合理化法人を含めた調整経過  
平成23年5月6日農地保有合理化法人及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4. 当該農用地の利用集積に係る意見  
当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地保有合理化法人による買入が特に必要である。

土地の表示

( )

所 在 (標津郡中標津町)	地 番	公簿地目	現況地目	面 積 (㎡)
		畑	畑	48,916
"		畑	畑	19,263
"		畑	畑	36,777
		畑	畑	37,039
"		畑	畑	37,039
		畑	畑	6,311
"		畑	畑	54,728
"		畑	畑	3,621
"		畑	畑	37,997
"		畑	畑	59,462
"		畑	畑	38,573
"		畑	畑	9,621
		畑	畑	49,726
"		畑	畑	9,564
"		畑	畑	38,723
"		畑	畑	25,586
"		畑	畑	24,707
計 17 筆			畑	537,653
			合 計	537,653

この案件につきましては 氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関との農地あっせん会議を開催した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地保有合理化法人による買入が必要と判断したものです。

中標津町長に対し、農地保有合理化法人に農地の買入協議を行なう旨の通知を行なうように要請をするものであります。

なお、この農地保有合理化法人が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上でございます。

- 議長 説明が終わりましたので、( 1 ) の質疑に入ります。  
( 「ありません」の声多数。 )  
なければ質疑を打ち切ります。  
( 2 ) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
( 挙手あり ) 氏家委員

氏家委員 4 番氏家です。

議案第 1 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 3 条の 2 の規定による買入協議の要請  
について」( 2 ) について説明致します。

( 以下、議案資料を朗読 )

( 2 )

- 1 . 所有権移転のあつせん申出者の住所、氏名  
中標津町計根別北 2 条東 4 丁目 1 番地
- 2 . 申出を受けた年月日  
平成 2 3 年 7 月 1 1 日
- 3 . 農地保有合理化法人を含めた調整経過  
平成 2 3 年 7 月 1 9 日農地保有合理化法人及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。
- 4 . 当該農用地の利用集積に係る意見  
当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地保有合理化法人による買入が特に必要である。

土地の表示

( )

所 在	地 番	公簿地目	現況地目	面 積 ( m <sup>2</sup> )
		畑	畑	3 9 , 6 6 9
〃		〃	〃	1 9 , 8 3 4
〃		原野	〃	2 6 , 4 4 6
〃		〃	〃	1 3 , 2 2 2
〃		〃	採草放牧地	3 0 , 0 8 5
〃		畑	畑	4 9 , 5 8 6
〃		〃	〃	1 0 , 3 5 0
〃		〃	〃	1 3 , 3 9 4
〃		〃	〃	6 , 4 6 0
〃		〃	〃	4 8 , 8 1 8
〃		原野	〃	1 6 , 8 3 3
〃		畑	〃	3 1 5
〃		原野	採草放牧地	3 9 , 6 6 9
〃		〃	〃	4 9 , 5 8 6
〃		雑種地	畑	3 , 4 0 4
〃		〃	〃	1 , 4 7 9
〃		〃	〃	5 2
〃		畑	〃	2 , 5 3 9

計 18 筆	畑	252,401
	採草放牧地	119,340
	合 計	371,741

この案件につきましては 氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関との農地あっせん会議を開催した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地保有合理化法人による買入が必要と判断したものです。

中標津町長に対し、農地保有合理化法人に農地の買入協議を行なう旨の通知を行なうように要請をするものであります。

なお、この農地保有合理化法人が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。  
 (「ありません」の声多数。)  
 なければ質疑を打ち切ります。  
 おはかり致します。  
 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議 長 ご異議ないものと認めます。  
 よって本案は原案のとおり、可決されました。  
 日程9、報告第3号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。  
 内容を委員長から報告願います。  
 (挙手あり) 纒坂委員長

纒坂委員 15番纒坂です。  
 それでは、農政委員会より報告いたします。  
 (以下、議案資料を朗読)

農政委員会報告書

平成23年8月30日

中標津町農業委員会 会長 安田 稔 様

農政委員会 委員長 纒坂 尚久

平成23年8月9日役場202号会議室、平成23年8月30日役場302号会議室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審 議 内 容

1 「中標津町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の策定に係る協議

中標津町長より「中標津町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の策定に係る意見書の提出の依頼がされたので基本構想の内容について次のとおり審議し結論を得た。



#### 審議結果

基本構想に示されている中標津町農業の現況、目標としている年間労働時間の1,800～2,000時間の妥当性、目標とする経営類型の粗飼料の疑問等細部に渡り協議し、当委員会としての修正の要望を中標津町農林課に伝えております。

#### 2 農地等の転用許可等に関する事務の権限移譲

昨年の第1回農政委員会において継続となっていた本件について、1年が経過したことから最終結論とするため次のとおり審議し結論を得た。

##### 審議結果

8月9日の第1回委員会では、昨年「砂利等採取審査要綱」による許可の実績もあり権限移譲を容認する意見と権限移譲を受けることによるデメリットとして「行政処分に対する異議の申立先が本農業委員会」となるとの意見も出された。全体では、全道でも3分の2が移譲を受け、根室管内では、中標津町だけ受けていないとの状況から移譲に前向きではあったが、転用は農地委員会の方で所管する事が多いとの意見があり合同委員会を開催し結論を出すこととした。

8月30日の第1回農地委員会・第2回農政委員会合同委員会では、内規による事前打合せにより協議が整った案件のみ申請されるので不許可案件は発生しないので、異議の申立ても出されないとの意見、移譲後も申請から許可までの期間が極端に短くならないのでは、メリットがないのではとの意見も出されたが、結論としては、来年度権限の移譲を受けることの見解で一致したものであります。

#### 3 中標津町農業委員会地区推進班事務処理要領の一部改正

#### 4 中標津町農業委員会現況証明願事務処理内規の一部改正

過去の関係法令等が改正される都度、本事務処理要領、事務処理内規の見直しを行っていなかったため、今回見直しを行い一部改正するもので次のとおり審議し結論を得た。

##### 審議経過

過去の関係法令等が改正される都度、本事務処理要領、事務処理内規の見直しを行っていなかったことにより、現在の関係法令等とのずれが発生している事から整合性を図るため見直しによる一部改正は必要と判断した。

---

以上、農政委員会の開催報告とします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農政委員会の報告を終わります。

日程10、議案第12号「中標津町農業委員会地区推進班事務処理要領の一部改正について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長

事務局長 上程になりました、議案第12号「中標津町農業委員会地区推進班事務処理要領の一部改正について」の提案理由について説明をさせていただきます。

議案の49ページをお開きください。

本要領は、昭和62年7月に制定され平成4年2月改正を最後に改正が行われなまま現在に至っております。

その間、平成5年には、農用地利用増進法が現在の農業経営基盤強化法に改められ、平成21年6月には農地法が改正されるなど、法律の改正があり、当農業委員会でも昨年、砂利採取に係る内規を制定しており、それに合わせたかたちで本要領の改正が必要でありました。

今回、関係法令の過去の改正との整合性を図る必要があることから今回の一部改正

を行なうものであります。

改正条文でございますが、第3条中「第2条の( )の内容」を「2 前条に定める事務の処理方法は、次により行うものとする。」に改める。

第3条(2)二中「農地法第3条の規定による許可申請書」の次に「又は農業経営基盤強化事業参加申込書」を加える。

第3条(4)イ中「農地転用を行う者は、」の次に「中標津町農地一時転用による砂利等採取審査要綱(内規)による事前打合せを行い、」を加える。

第3条(4)ロを「事務局は、その転用当事者に事前打合せに必要な、転用目的(内容)及び転用地の位置図、その農地等の復元方法の概要を提出させ当該転用地の所在する地区推進班に通知するものとする。」に改めるものであります。

附則としまして、この要領は、平成23年10月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
(「ありません」の声多数。)  
なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程11、議案第13号「中標津町農業委員会現況証明願書事務処理内規の一部改正について」を上程致します。  
提案内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 事務局長

事務局長 上程になりました、議案第13号「中標津町農業委員会現況証明願書事務処理内規の一部改正について」提案理由について説明をさせていただきます。

議案の51ページをお開きください。

今回の内規の改正は、平成21年6月の農地法の改正にともない、それに合わせて北海道農地法関係事務処理要領が平成22年2月に改正され、その改正に合わせて現在使用している申請様式等を北海道で定めている様式に統一し、整合性を図るため、今回の一部改正を行なうものであります。

改正条文でございます。

第1条中「別紙現況証明願書1部に位置図、見取図(分割、求積図)土地登記簿謄本を添付し」を「別紙現況証明願書(別記第1号様式)2部と位置図、見取図(分割、求積図)登記事項証明書等の添付書類各1部を」に改める。

第2条(1)中「別紙現況証明願書処理台帳」の次に「(別記第2号様式)」を加える。

第3条(1)中「2名」を「3名」に改め、「行う」を「行い、現地調査表(別記第3号様式)を作成する」に改める。

第5条中「別紙様式」を「、現況証明願書の奥書」に改める。

第9条中「農地法関係処理要領(既墾地の部)」を「北海道農地法関係事務処理要領」に改める。

別記様式を次のように改める。

○別記第1号様式 現況証明願書 (様式省略)

○別記第2号様式 現況証明願処理台帳 (様式省略)

○別記第3号様式 現地調査票 (様式省略)

をそれぞれ改正するものであります。

附則としまして、この内規は、平成23年10月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
(「ありません」の声多数。)  
なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程12、報告第4号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員 16番金刺です。  
それでは、農地委員会より報告いたします。  
(以下、議案資料を朗読)

---

#### 農地委員会報告書

平成23年8月30日

中標津町農業委員会 会長 安田 稔 様

農地委員会 委員長 金刺 健四郎

平成23年8月30日役場302号会議室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

#### 審議内容

1 平成23年度「農地パトロール(利用状況調査を含む)」実施要領に策定について

本実施要領は、北海道農業会議が策定した「農業委員会業務・活動強化促進運動」推進方針で示された農地パトロールの推進に関する取り組みに本農業委員会として必要な事項を定めるものであり次のとおり審議し結論を得た。

#### 審議結果

本実施要領(案)について審議し、実施期間は9月20日から10月10日の期間中に9班体制で実施することし、実施日については、事務局で作成した後日班長にお知らせするとの意見で一致したも

のであります。

遊休地が確認された場合の指導についても審議されましたが、最終結論までには至りませんでした。  
また、利用状況調査後の報告会、その後の農地パトロールも実施することを了承されております。

---

以上で、農地委員会の開催報告といたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程 13、報告第5号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第5号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご報告致します。

議案の、69ページになります。

今回については、平成23年4月8日付から平成23年8月5日付で、認定のあった者について記載しておりますので、お目をとおして頂きたいと思います。

新規認定者2名、再認定者8名となっています。

以上です。

議 長 以上で報告を終わります。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第2回総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

(閉会 11時30分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年9月27日

会 長 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_